## 共済のしおり正誤表(令和2年4月発行)

※下線部分が修正箇所です。

口貸付事業

□貸付の種類と概要(普通貸付、特別貸付)

98ページ 表

◎特別貸付 (教育)

貸付対象

(誤)

組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の子<u>が</u>、学校教育法第 1条の学校、同法第124条の専修学校、同法第134条の各種学校もし くはこれに準ずる学校(<u>就</u>業年限が1年以上のものに限る)またはこれら の学校に準ずる外国の教育機関に就学<u>する</u>ために要<u>する</u>費用

(正) 組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の子<u>の</u>、学校教育法第 1条の学校、同法第124条の専修学校、同法第134条の各種学校もし くはこれに準ずる学校(修業年限が1年以上のものに限る)またはこれら の学校に準ずる外国の教育機関<u>への</u>就学<u>の準備、就学または就学の</u> 継続のために要する費用

## 口貸付事業

□貸付の種類と概要(普通貸付、特別貸付)

99ページ 表

◎特別貸付 (教育)

貸付対象外の一例

(誤) ・ピアノ

- ・制服代等業者に対して支払う費用
- ・留学のための海外渡航費用
- ・ホームステイ費用
- ・塾の入学金および授業料
- ・通学のための下宿費用
- ・カルチャーセンターまたはクラブ費用等
- ▪寄付金
- ・セミナーや単価講座等で当該教育機関へ入学を必要としないもの
- ・1年に満たない授業期間のもの
- (正) ·ピアノ<u>、パソコン</u>
  - ・受験のための交通費
  - ・ホームステイ費用
  - ・通学のための下宿費用
  - カルチャーセンターまたはクラブ費用等
  - ▪寄付金
  - ・セミナーや単価講座等で当該教育機関へ入学を必要としないもの
  - ・1年に満たない授業期間のもの

□貸付事業

□貸付の種類と概要(普通貸付、特別貸付)

99ページ 表

◎特別貸付 (医療・介護)

貸付対象外の一例

(誤)

・出産(医療行為を伴うものを除く)に要する費用

・美容および整形のための費用

・老人施設等の福祉施設に支払う費用

(正)

・出産(医療行為を伴うものを除く)に要する費用

美容および整形のための費用

- 介護福祉施設への入居月額費用等

## 口貸付事業

□貸付の種類と概要(住宅貸付、特別住宅貸付)

100ページ 表

◎特別住宅貸付

貸付対象

組合員の居住する

住宅の新築<u>または</u>購入に要する費用

<u>もしくは</u>

住宅貸付の貸付金の残額全部を弁済する費用

〇住宅

購入 ]原則として住宅 部分の床面積

[ <sub>新築</sub> ]<sub>280㎡以下</sub>

(正) 組合員の居住する

住宅の新築、購入、**増改築もしくは修繕**に要する費用 または

住宅貸付の貸付金の残額全部を弁済する費用

〇住宅

購入 ]原則として住宅

新築 部分の床面積

**増改築** 280㎡以下

收丝